

京都市教育委員会告示第7号

次に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により令和5年6月27日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

令和6年3月29日

京都市教育委員会

京都市指定有形文化財

美術工芸品

| 区分 | 名称 | 数 | 指定告示 |
|----|-----------|-----|--------------------------|
| 彫刻 | 木造阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 平成29年3月31日京都市教育委員会告示第10号 |

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)